毎週 火曜日・金曜日 (祝祭日に当たるときは翌日発行)

発行人 大 分 県

県 編集 ㈱明文堂印刷

(定価 一箇年 三万八千八百八十円)

ので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により次のとおり公表す 監査委員公表第609号 監査結果に関する措置状況の公表 監査結果に関する措置状況の公表 監査結果に関する措置状況の公表 大分県教育委員会委員長及び大分県公安委員会委員長から、措置を講じた旨の通知があった 布保健部 中部保健所由 監査対象機関 平成29年3月31日付け監査第1078号で提出した定期監査結果の報告に対し、大分県知事、 (知事部局・福祉保健部) 指摘事項についての措置状況 平成29年7月14日 Ħ 平成28年8月25日 平成28年10月14日 查 監査実施日 公 查 表 (定期監査) 公 (財政的援助団体等監査) 次 大分県監査委員 大分県監査委員 大分県監査委員 大分県監査委員 現金出納事務について、前回定期監査で注意事 項として指摘しているにもかかわらず、手数料等 として領収した現金を会計規則に定められた期間 指摘事項 表 監査結果の指摘事項及びその措置状況 # 加 叫 平 七 号 张 埋 迅 蒸 成二十 月 外 + 四 七五 九 秀 恭 푴 日 年 智 4 推 4 4 (金曜日) 大分県立日出 総合高等学校 社会教育総合 大分県立別府 | 平成28年12月19日 センター (教育庁及び教育機関) 平成29年1月10日から 平成29年1月11日まで 平成28年11月16日 チェックを行い、公費に係る旅費は、 するよう適正に事務処理を行う。 項として指摘しているにもかかわらず、使用料等 として領収した現金を会計規則に定められた期間 費の判断基準に基づき、事務室内で複数の者で 措置状況 ている事例が認められた 指導の業務に係る旅費を学校関係団体に負担させ 指摘事項 遺漏なきよう、その担当者が金庫内を確認のうえ 所長及び事業課長に状況報告することとする。 記載し入金者を決めるとともに、実際の払込みに 全総務事務担当者が認識できるよう行事予定表に に払込みを完了させるため、所長、事業課長及び 措置状况 認められた。 を超えて指定金融機関等に払い込んでいる事例が 指摘事項 及び会計職員がチェックを行い、再発防止に努める。 則に定められた期間内に払い込むよう金銭出納員 扉に期限を貼り付け職員に見えるようにした。また、早期の対応が困難な場合においても、会計規 を改めるとともに、収納金を一時収納する金庫の 措置状況 認められた 指摘事項 し、可能な限り翌日までに払い込むよう取り扱い を超えて指定金融機関等に払い込んでいる事例が 収納金を金銭出納員及び会計職員が毎日確認 会計規則に則り、料金徴収した場合は、速やか 現金出納事務について、前回定期監査で注意事 今後は、学校私費会計取扱要領による公費・私 公費より追給し、学校関係団体費に返納した。 公務旅行について、公費で支給すべき生徒引率 公費で執行

平成二十九年七月十四日

大分県報号外 (監査公表)

E K	大分				人 工 ア業	+				里 類	大分			鶴 校 民
	大分県立大分				人为宗弘人为人,不能是一个为人,不是一个人的人,不是一个人,他们是一个人,他们是一个人,他们是一个人,他们是一个人,他们是一个人,他们是一个人,他们是一个人,他们是一个人,他们是一个人,他们是一个人,他们是一个人,他们是一个人,他们是一个人,他们是一个人的人,他们是一个人,他们是一个人,他们是一个人,他们是一个人,他们是一个人,他们是一个人,他们是一个人,他们是一个人,他们是一个人,他们是一个人,他们是一个人,他们是一个人,他们是一个人,他们是一个人,他们是一个人,他们是一个人,他们是一个人,他们是一个人,他们是一个人,他们是一个人,他们是一个人,他们是一个人,他们是一个人,他们是一个人,他们是一个人,他们是一个人,他们是一个人,他们是一个人,他们是一个人,他们是一个人,他们是一个人,他们是一个人,他们是一个人,他们是一个人,他们是一个人,他们是一个人,他们是一个人,他们是一个人,他们是一个人,他们是一个人,他们是一个人,他们是一个人,他们是一个人,他们是一个人,他们是一个人,他们是一个人,他们是一个人,他们是一个人,他们是一个人,他们是一个人,他们是一个人,他们是一个人,他们是一个人,他们是一个人,他们是一个人,他们是一个人,他们是一个人,他们是一个人,他们是一个人,他们是一个人,他们是一个人,他们是一个人,他们是一个人,他们是一个人,他们是一个人,他们是一个人,他们是一个人,他们是一个人,他们是一个人,他们是一个人,他们是一个人,他们是一个人,他们是一个人,他们是一个人,他们是一个人,他们是一个人,他们是一个人,他们是一个人,他们是一个人,他们是一个人,他们是一个人,他们是一个人,他们是一个人,他们是一个人,他们是一个一个,他们是一个一个,他们是一个一个,他们是一个一个,他们是一个一个,他们是一个一个,他们是一个一个,他们是一个一个,他们是一个一个,他们是一个一个,他们是一个一个,他们是一个一个,他们是一个一个,他们是一个一个,他们是一个一个,他们是一个一个,他们是一个一个,他们是一个一个,他们是一个一个,他们是一个一个,他们是一个一个,他们是一个一个,他们是一个一个一个,他们是一个一个,他们是一个一个,他们是一个一个,他们是一个一个一个,他们是一个一个一个,他们是一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个					羅				鶴見丘高等学  校
1 12 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	平成28年12月14日 亚战28年 1 日20日				平成28年12月13日 平成29年1月20日	亚战98年19日15日				平成28年12月13日	平成28年11月15日			
4が11にファス、スロスペープ、CELESTE 指導の業務に係る旅費を学校関係団体に負担させ ている事例が認められた。		ででいった。     今後は、学校私費会計取扱要領による公費・私     費の判断基準に基づき、公費に係る旅費は、公費 で執行するよう適正に事務処理を行う。		措置状況 誤支出分を学校関係団体費に戻入するととも に、公費で改めて支給した。	指摘事項 公務旅行について、公費で支給すべき生徒引率 指導の業務に係る旅費を学校関係団体に負担させ ている事例が認められた。	· 茶客画后	一方復は、子仪私貞云訂収収安頭による公貞・私費の判断基準に基づき、公費に係る旅費は、公費で執行するよう適正に事務処理を行う。	該当の生徒引率業務に関する旅費相当額を学校 関係団体費へ戻入し、改めて公費より支出した。	措置状況	公務旅行について、公費で支給すべき生徒引率 指導の業務に係る旅費を学校関係団体に負担させ ている事例が認められた。		ている文結要件を十分框影し、週天文結、週小文 給が生じないよう複数の者でチェックを行い適正 な事務執行に努める。	措置状況 直ちに該当職員について追給した。 今後は特殊勤務手当支給マニュアルに規定され 「これが悪事」とで選択して、第1十年の、第1十年	特殊勤務手当について、平成28年度の対外運動競技等引率指導の業務に従事した全ての職員に対して、手当を支給していない事例が認められた。
大分県立中津 支援学校					大分県立中津 東高等学校							大分県立臼杵 高等学校		
平成28年10月19日 平成28年11月10日					平成28年10月25日から 平成28年10月26日まで 平成28年12月8日							平成28年12月21日		
指摘事項 特殊勤務手当について、支給対象とならない日	支給が生じないより複数の者でナエックを行い週 正な事務執行に努める。	には、総務事権でフターで教員人事談で励識の方え、速やかに返納処理をおこなった。 今後は、特殊勤務手当支給マニュアルに規定されている支給要件を十分確認し、過大支給、過小 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	分を相殺した上で支給した。 過年度における手当の過払いが生じた分につい トキー終終事数カンケーを教育し重調と拍響でよ	措置状況 平成28年12月支給時に当月の支給分と過誤支給	指摘事項 特殊勤務手当について、支給対象とならない日 の部活動指導の業務に対して、手当を支給するな ど、過大に支給している事例が認められた。		唯にした死性に以近した。 今後は、学校私費会計取扱要領による公費・私 費の判断基準に基づき、分費に係る旅費は、分費	特別活動の校内規程が誤っていたので、公務旅行と部活動による遠征旅行の旅費の支出区分を明 (1) は 超記に立つ (1)	費を負担していた学校関係団体費に、平成28年度 中に県費旅費より払戻を完了した。	措置状況 公費で支出すべき生徒引率指導の業務に係る旅	田寺の来が下床の川具で十次岡床四件に見出ででている事例が認められた。	指摘事項 公務旅行について、公費で支給すべき生徒引率 上道の業級に仮え乾みな学校関係同体に負担され	今後は、学校私費会計取扱要領による公費・私費の判断基準に基づき、公費に係る旅費は、公費で執行するよう適正に事務処理を行う。	措置状況 対象となった事案について、県費で算定可能な 信泊費や雑費等の経費を団体費(体育文化振興 費)に繰り入れる遡及処理を行った。

いかを確認する。また、朝礼の中で、その日どの職員が銀行に行くのか等を係内の複数の職員で情報共有し、銀行に行く時間帯に声かけを行うことにより、収納当日又は翌日に入金できる体制を作		注意事項① 貨物運送及び文書廃棄処理業務について、見積 書を徴することなく会計処理を行っている事例が	平成28年11月17日から 平成28年11月18日まで	大分県大阪事 務所
ても、会計規則に定められた期間内に払い込むよう金銭出納員がチェックを行うことにした。 具体的には、毎日始業時と終業時、金庫を施錠・解錠する際に、銀行に入金が必要な現金がな		措置状況 カードケース用のリール付きストラップを着用 し、手荷物と紐付けて持ち歩くこととする。		
措置状況 収納金を金銭出納員及び会計職員が毎日確認 し、可能な限り翌日までに払い込むよう取扱いを 改めるとともに、早期の対応が困難な場合におい		注意事項 チャージ方式の交通系ICカードPASMOの 紛失により、チャージ残額等の損害を生じさせた 事例が認められた。	平成28年10月6日から 平成28年10月7日まで	大分県東京事 務所
例が認められた。			)	(知事部局・企画振興部)
数料として領収した現金を会計規則に定められた期間を超えて指定金融機関等に払い込んでいる事		監査結果の注意事項及びその措置状況	監査実施日	監査対象機関
注意事項 現金出納事務について、衛生免許試験その他手	東部保健所国 平成28年8月25日 東保健部 平成28年10月6日		注意事項についての措置状況	2 注意事項に
	(知事部局・福祉保健部)	指、週小交給が主しないより國味青娘を複数の有 でチェックを行い適正な事務執行に努める。		
した。 また、当該職員に対して個別に指導するとともに、所内会議にて、全職員に対し再度周知徹底を行った。		措置状況 平成29年4月に手当を支給していない対象者に 平成29年4月に手当を支給していない対象者に 追給した。今後は、特殊勤務手当支給マニュアル に規定されている支給要件を十分確認し、過大支		
措置状況② 従前の内規では、チャージの際に使用履歴を取 得する取扱いであったが、内規を改正し、使用履 歴が途切れることのないよう取得することを明記		指摘事項 特殊勤務手当について、支給対象となる日の修 特殊行等引率指導の業務に対して、手当を支給し ていない事例が認められた。	平成28年12月6日	大分県立大分支援学校
注意事項② チャージ方式の交通系ICカードICOCAに ついて、一部の使用履歴が確認できない事例が認 められた。		っぽは、村外助労士ヨス和ドーエノルに死生されている支給要件を十分確認し、過大支給、過小支給が生じないよう関係書類を複数の者でチェックを行い適正な事務執行に努める。		
照官以降の支払いについては、単加突約を締結し、見積書の徴収を不要とした。 今後は、事務引継ぎ及び内部チェック体制を強化し、「大分県会計規則」に基づいた適正な会計処理に努めていく。		措置状況 過大に支給していた27年度については過年度返 納処理を行い、過小に支給していた28年度については不足分を追給した。		
		の修学旅行等引率指導の業務に対して、手当を支 給するなど、過大又は過小に支給している事例が 認められた。		

		西部保健所 平成28年9月14日から 平成28年9月15日まで 平成28年10月25日		平成28年10月19日	豊肥保健所 平成28年9月		中部保健所由 平成28年8月25日 布保健部 平成28年10月14日			中部保健所 平成28年9月7日 平成28年10月14日	
措・絡を置果しば			措置災め			措置		がいべ	措置		
措置状況 県の施設への旅行にもかかわらず旅行雑費を支 給した非常勤職員1名の旅行30件について、全額 か近納させた	2 浩 丁 、 5 6 争 密 3 8 8 8 8 8 8 7 7 5 8 8 8 8 8 8 8 8 7 7 8 8 8 8	注意事項 公用車を利用した県内旅行について、旅行雑費 を支給できない県の施設に旅行した場合において	措置状況 労務費算出表及び清掃作業基準表を改めるとと もに、次長・班総括によるチェックを徹底する。	月 音角部袋託来焼にプロし、五婦数里の屋田を 誤ったために設計額が過大となっているほか、設 備がない箇所を作業内容に含めている事例が認め られた。	「日本日本日本男子が「しこん」は数学目の日本	措置状況 定期券の金額を非常勤職員の一月の上限勤務日 変別各日で除した額に実際の勤務日数を乗じて通勤 費用弁償を算出し、過小分を追加支給した。	注意事項 再雇用非常勤職員の通勤費用弁償について、交 通機関を利用した通勤費用弁償日額の算定を誤っ たことから、過小に支給している事例が認められ た。	に、現金払込みを指示するマグネットを職員が見 える場所に設置する等の対策を講じた。	措置状況 収納金を金銭出納員及び会計職員が毎日確認 1、 会計規則に守められた期間を超さないよう	注意事項 現金出納事務について、手数料として領収した 現金出納事務について、手数料として領収した 現金を会計規則に定められた期間を超えて指定金 現金を会計規則に定められた期間を超えて指定金	
大分県産業科学技術センター	(知事部局・			大分県衛生環境研究センター	(知事部局・			北部保健所			_
平成28年12月7日 平成29年1月12日	商工労働部)			平成28年12月1日 平成29年1月12日	生活環境部)			平成28年8月22日から 平成28年8月23日まで 平成28年9月30日			
注意事項 行政財産の目的外使用料について、調定が遅延 している事例が認められた。		定変更や返納手続きを行った。 今後は、関係法規・規程等の内容に留意し、適 正な事務処理に努める。	措置状況 本来適用すべき正しい算定式を用いて使用料を 再計算し、使用者である相手方に通知した後、調	注意事項 行政財産の目的外使用料について、算定を誤っ たことから過大に徴収している事例が認められ た。		た。 今後も定期的に開催する会議や職場研修で安全 運転の指導を徹底して行い、事故の再発防止に努 める。	措置状況 警察官を講師とした交通安全研修を実施すると警察官を講師とした交通安全研修を実施するとともに、公用車を運転する際は、あらかじめ経路や駐車場を入念に調べ、時間に余裕をもって庁舎を出発するよう、その都度、上司から職員への声かけを行い、安全運転の意識づけを行うこととし	注意事項 公用車に損害を生じさせた事例が認められた。	び記入例」を新たに作成し、旅行命令簿書に添行することにより常時参照・確認ができるようにした。	名を明記するように記入方法とチェックの徹底を名を明記するように記入方法とチェックの徹底を図るとともに、所内会議を通じて全職員に周知した。 更に「旅行命令簿記入にあたっての注意事項及	「貝に対し、旅行命令簿の「用務地」欄に県の殉設

F	指 類 記 記	調	(4)		大高校分		大選		
	指導センター業業研究部	農林水産研究	(知事部局・農林水産部)		大分県立大分 高等技術専門 校		大分県立工科 短期大学校		
	平成29年1月12日まで 平成29年1月31日	平成29年1月11日から	· 林水産部)		平成28年11月15日		平成28年10月13日		
	肉豚の委託販売について、契約書等に販売手数料を明記しておらず、請求額の明確な根拠がないまま当該手数料を支出している事例が認められた。 措置状況	注意事項		措置状況 現金出納事務について、手続や手順を担当班で 現金出納事務について、手続や手順を担当班で 共有することとし、出納員だけでなく複数の職員 でチェックを行うことで適正な事務処理の徹底を 図る。	注意事項 現金出納事務について、使用料として領収した 現金を会計規則に定められた期間を超えて指定金 融機関等に払い込んでいる事例が認められた。	措置状況 再発防止のために、会計職員に対し、審査・指 尊室が作成している会計処理マニュアル等による 会計事務の再確認を行った。また、組織として、 想定外の事態が起きた場合は上司に報告し対応を 検討する等、審査・チェック機能を強化する。	注意事項 前渡資金預金口座から口座振替が不能となった 電話料等について、正規の手続を踏まず、預金口 座から直接現金を引き出して料金を支払っている 事例が認められた。	育力化を図るため、計り状況一覧や昇疋書式を担 当職員以外でも理解、使用しやすいよう改正し た。	措置状況 使用許可事務と調定事務を別々の担当に分掌させるとともに、それぞれの業務の副任制の徹底を 図ることにより、複層的にチェック、支援する体制に改めた。 また、徴収時期の把握漏れの防止、調定事務の また、徴収時期の把握漏れの防止、調定事務の
	農林水産研究 指導センター 水産研究部浅 海・内水面グ フープ				農林水産研究 指導センター 林業研究部			農林水産研究 指導センター 畜産研究部	
	平成28年10月6日 平成28年11月8日				平成28年9月14日 平成28年10月20日			平成28年10月12日から 平成28年10月13日まで 平成28年12月1日	
	注意事項 行政財産の目的外使用料について、各年度の開 始前に徴収するとされているにもかかわらず、調 定を行っていない事例が認められた。	することにより、再発の防止を図った。	案が光部にて表施することを所属ので観成すると   ともに、その旨を事務引き継ぎにおいても厳格に	措置状況 対象となった公用車は、年度を通じて林務管理 対象となった公用車は、年度を通じて林務管理 課に貸付けているが、車検に関する管理責任は林 業研究部にあり、車検の際の業者連絡等は全て林 紫研究部にあり、である際の業者連絡等は全て林	注意事項 公用車について、自動車検査証の有効期間の満了後に継続検査を受ける手続をとらなかったため、当該車両が使用できない状態となっていた事例が認められた。	7 では、サルリエのためが、のこので収り収りことを徹底する。 ことを徹底する。 ①公用車等の車輌の運転については、より一層事 故防止に努めるよう、交通安全に関する研修会 を実施するなど全職員に徹底する。 ②借受物件については、その取扱説明書等を熟知 し、事故等のないよう細心の注意を払う。	措置状況 畜産研究部内衛生委員会において、車輌等の事 放後の再発防止対策を協議し、大分県職員安全衛 生管理規定に基づき総務部長あて報告した。 全後は、再発防止のためNTのとおり取りある。	注意事項 借受物品に損害を生じさせた事例が認められ た。	監査結果を受け、1月に変更契約を締結した。また、今後このようなことの起きないように、手数料の発生する販売委託契約締結の際に、手数料について相手方から書面を徴して確認を行う等、契約締結時の確認を徹底し、適正な事務処理に努める。

特殊勤務手当について、修学旅行等引率指導の		高等学校	注意事項	平成28年11月29日	埋蔵文化財セ
注意事項	平成28年11月29日	大分県立杵築	チェックし、適正な支出に努める。		
えで、所属長の確認を受け精算を完了した。 今後、現金支給の職員がいる場合は明細書類に 受領印と精算確認印が押印され、精算完了してい ることを、複数の者でチェックすることとする。			措置状況 通勤費用弁償を過小に支給していた非常勤職員 に対して追給処理を行った。 通勤費用弁償の算定について必ず複数の者で		
措置状況 監査後、直ちに該当職員から受領印を徴したう			利用料金の加算額を誤り、過小に支給している事 例が認められた。	平成28年11月30日	
職員給与について、条例で定める支給日から遅 れて支給しているなどの事例が認められた。			注意事項 非常勤講師の通勤費用弁償について、高速道路	平成28年8月30日から 平成28年8月31日まで	別府教育事務 所
注意事項	平成28年10月12日	歴史博物館	人事課が給与事務の適正執行について指導する。		
では、			を見直すとともに、高速道路利用確認時の作業手順を改め、併せて複数の者でチェックするように改めた。 なお、年2回開催している給与事務担当者会議や学校支援センター訪問等の機会を通じて、教育		
措置状況 監査後、清掃の実施について聞き取りしたところ、当該箇所の清掃が行われていたことを確認した。 では「は「は「ないないないないないないないないないないないないないないないないない			及りておいて同た既を取る、りょで「みだり」と分給与から過大に支出した額を県に返納するとともに、教育人事課が当該認定権者及び佐伯市教育委員会に対して再発防止を求めた。再発防止に向けて、当該学校支援センターの内部チェック体制		
にもかかわらず、履行確認が行われないまま、委 託料を支出している事例が認められた。				半敗28年9月9日まで	
注意事項 清掃等業務委託について、提出された実施報告 では契約書で定めた清掃回数等を満たしていない	平成28年12月7日から 平成28年12月8日まで	大分県立図書 館	通勤手当について、高速道路利用区間の認定を誤ったことから、過大に支給している事例が認められた。	平成28年8月31日 平成28年9月2日 平成28年9月7日から 平成28年9月7日から	
れ、精算完了していることを、複数の者でチェックすることとする。			注意事項	<sup>双</sup>	教育人事課 平成283
措置状況 職員監査後、直ちに該当職員から受領印を徴し たうえで所属長の確認を受け精算を完了した。 今後は明細書類に受領印と精算確認印が押印さ			期を入力して、漏れ等を防止する。 また、管理担当職員で業務打ち合わせを行う際 に、留意する事項を再確認する。	1- CAN 448 BILLY	43.6 L. L. 17.7 H. J.
資金前渡により現金で支給した給与について、給与等支給受領書等に受領印を徴していないなど、前渡資金の精算が長期にわたり行われていないため、給与の支給が確認できない事例が認められた。		ンター	措置状況 収入や支出事務においては漏れや遅延が生じないよう、eーオフィスのスケジュール管理を活用する。必要な事務処理事項を適宜入力し、管理担当全員の共有情報とする。特に不定期な事案については、年度当初にまとめて事務処理の始期や終		

通 割 員 用 升 頂 を 誤 爻 和 し てい た 弁 吊 刬 職 貝 に 刈					
措置状況 「活動・ボール」と、と、北が・野・村田・大村田・大村田・大村田・大村田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田			外理則既仅守り学信等の未依に対して、十当を支給していないなど、過小に支給している事例が認められた。		
世		- 	注意事項 特殊勤務手当について、支給対象となる目の対 の運動発生空引要化谱の要数に対して チェルもま	平成28年12月6日 平成29年1月17日	大分県立大分 南高等学校
	崎 平成28年11月8日 核 亚战98年19日19日	大分県立鶴崎工業言筆学校	一覧表を作成し、それを基に3ヶ月に1回程度相 互に会計書類をチェックする。		
平成29年3月に追給を行った。 今後は特殊勤務手当支給マニュアルに規定されている支給要件を十分確認し、過大支給、過小支給が生じないよう関係書類を複数の者でチェックを行い適正な事務執行に努める。			措置状況 職員監査後、直ちに該当職員から受領印を徴したうえで、所属長の確認を受け精算を完了した。 今後、会計事務についての詳細なチェック項目 ままんだい アスナー・ロー・ロー・ロー・ロー・ロー・ロー・ロー・ロー・ロー・ロー・ロー・ロー・ロー		
措置状況			め、給与の支給が確認できない事例が認められた。		
注意事項 特殊勤務手当について、支給対象となる日の対 外運動競技等引率指導の業務に対して、手当を支 給していない事例が認められた。	分 平成28年12月15日 校 平成29年1月20日	大分県立大分 工業高等学校	注意事項 資金前渡により現金で支給した給与について、 資金前渡により現金で支給した給与について、 給与等支給受領書に受領印を徴していないなど、 前渡資金の精算が長期にわたり行われていないた	平成28年11月30日 平成28年12月21日	大分県立大分 上野丘高等学 校
の派行規程に則り公賞として支稿できる部分については公費による支出を行った。 今後は、学校私費会計取扱要領による公費・私費の判断基準に基づき、公費に係る旅費は、公費で執行するよう適正に事務処理を行う。			指直状況 定期監査後、直ちに過酸化水素水は薬品室内の 施錠可能な薬品庫に移動させた。 今後は保管責任者がその都度確認を行うことと する。		
措置状況 直ちに学校関係団体に返納を行うとともに、県 の好に担知に出るさまし、上土やんなこがへにへ			でものであって、下戸で日本人であるに成本でで 管されている事例が認められた。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
注意事項 公務旅行について、公費で支給すべき生徒引率 指導の業務に係る旅費を学校関係団体に負担させ ている事例が認められた。	分 平成28年11月17日校 平成28年12月21日	大分県立大分 豊府高等学校	注意事項 注意事項 関物である過酸化水素水の管理について、施錠できる専用保管庫に常時保管しなければならないできる専用保管庫に常時保管しなければならない	平成28年12月19日	大分県立別府 鶴見丘高等学 校
今後は、特殊期務手当支紹マニュアルに規定されている支給要件を十分確認し、過大支給、過小 支給が生じないよう関係書類を複数の者でチェックを行い適正な事務執行に努める。			した。     今後は、特殊勤務手当支給マニュアルに規定されている支給要件を十分確認し、過大支給、過小支給が生じないよう関係書類を複数の者でチェックを行い適正な事務執行に努める。		
『「吸数炎鬼の目を無感したづみで、 『対象旅行の行程を全て見直し、正し 『対象旅行の行程を全て見直し、正し、 『路処理を行った。			措置状況 特殊勤務手当末支給者については速やかに追給		
措置状況 マニュアルの内容を確認するとともに、教育人 東部終兵第1-644系百のとも確認するとともに、教育人			業務に従事した職員に対して、手当を支給してい ない事例が認められた。		

た。ためでは、アロッチので変しています。たった。今後は、特殊勤務手当支給マニュアルに規定されている支給要件を十分確認し、過大支給、過小支給が生じないよう複数の者でチェックを行い適			措置状況① 不適切な事務執行については、確認の上、本人に返還請求し雑入として戻入訂正した。 今後は複数の職員によるチェックを徹底する。		
措置状況② 誤支給分については、追給・返納処理を行った。 全事務職員で今回の事例と規定を昭合し確認し			在海事及の 会議等への出席に係る旅行について、当該会議等の主催者が別途旅費を負担しているにもかかわらず、旅費を減額調整することなく支給している事例が認められた。	T 11 17 (21 + 02 )	凡高等学校
注意事項② 特殊勤務手当について、支給対象となる日の対外運動競技等引率指導の業務に対して、手当を支給していないなど、過小又は過大に支給している事例が認められた。			今後は、特殊勤務手当支給マニュアルに規定されている支給要件を十分確認し、過大支給、過小支給が生じないよう複数の者でチェックを行い適正な事務執行に努める。	NZ H590 4F-10 H 1.4 H	大田 大田 カ
表への記載を行った。 また、事務室全員で改めて関係法令等を確認した。 た。 今後は適正な事務処理に努める。			措置状況 誤って支給した分については、返納処理を行っ た。また職員には部活動手当の支給要件の周知を 行った。		
措置状況① 監査後、直ちに領収書の発行ならびに現金出納			の部店動指導の業務に対して、手当を支給するなど、過大に支給している事例が認められた。		
対して領収書を交付せず、現金出納表に受入及び 払出を記載していない事例が認められた。			注意事項 特殊勤務手当について、支給対象とならない日	平成28年11月10日	大分県立由布 高等学校
注意事項① 現金出納事務について、受領した契約保証金に	平成28年11月1日から 平成28年11月2日まで	大分県立佐伯 豊南高等学校	支給が生じないよう複数の者でチェックを行い適 正な事務執行に努める。		
主任手当の未払いについては平成29年1月に追給処理を終了した。 給処理を終了した。 今後は特殊勤務手当支給マニュアルに規定されている支給要件を十分確認し、過大支給、過小支 給が生じないよう複数の者でチェックを行い適正な事務執行に努める。			措置状況 過大に支給されていた手当については、監査終了後ただちに返納した。また、職員会議を利用し、職員全体への制度の周知を図った。 今後は、特殊勤務手当支給マニュアルに規定されている支給要件を十分確認し、過大支給、過小		
措置状況② 部活動手当誤払いについては平成29年1月に返 納処理を終了した。			間帯の部活動指導の業務に対して、手当を支給しているなど、過大に支給している事例が認められた。		
ど、過大又は過小に支給している事例が認められ た。			注意事項 特殊勤務手当について、支給対象とならない時	平成28年11月13日 平成28年11月8日	大分県立情報 科学高等学校
注意事項② 特殊勤務手当について、支給対象とならない日 の部活動指導の業務に対して、手当を支給するな			して、追給・返納処理を行った。 通勤費用弁償の算定について必ず複数の者で チェックし、適正な支出に努める。		

いて、大人、大人、大人、大人、大人、大人、大人、大人、大人、大人、人人、人人、人人、	大分県報号外(監査公表)
平成28年12月20日から 注意事項回	□津 平成28年10月28日 ▼成28年12月8日
平成28年12月20日から 注意事項①  中成28年12月21日まで 特殊勤務手当について、支給対象となる日の対 中成28年12月21日まで 特殊勤務手当について、支給対象となる日の対 中成28年1月31日  指置状況① 措置状況① 語音後、教育人事課に確認を行ったところ、前 治については、学校出発から就寝時間(線習時間 は除く)との回答があった。そのため、本人に従 事した時間を確認し、8時間程度の従事が確認できたので特別計算を行った。 学だので特別計算を行った。 今後は、特殊勤務手当とかでニュアルに規定されている支給要件を十分確認し、適人支給が生じないよう関係書類を複数の者でチェックを行い適正な事務執行に努める。 注意事項② ・表がが生じないよう関係書類を複数の者でチェックを行い意正な事務執行に努める。 注意事項② ・書談のの管理について、水銀の出納簿及び使用 簿を作成しているかったほか、使用簿に廃棄済みと記載まれている論教等を保管していたなどの事例が認められた。 ・書話表記の年間、第25年度に廃棄済みとしていた毒劇物については、実際のどころ平成27年度中に廃棄処分したところであるが、監査後、その経緯を整理については、実際のようとより事ものが書を整理された。	
平成28年12月20日から 注意事項①	
平成28年12月20日から 注意事項①	
平成28年12月20日から 注意事項① 平成28年12月21日まで 特殊勤務手当について、支給対象となる日の対 平成29年1月31日 精置状況① 指置状況① 監査後、教育人事課に確認を行ったところ、前 治については、学校出発から就寝時間(練習時間 は除く)との回答があった。そのため、本人に従 事した時間を確認し、8時間程度の従事が確認できたので特例計算を行い、本人に追給した。 部活動手当についても誤りが確認できたため、 追給、返納を行った。 う後は、特殊勤務手当支給マニュアルに規定さ	
平成28年12月20日から 注意事項①	
平成28年12月20日から 注意事項① 平成28年12月21日まで 特殊勤務手当について、支給対象となる日の対 平成29年1月31日 外運動競技等引率指導の業務に対して、手当を支 給していないなど、過小又は過大に支給している 事例が認められた。	
T. 9 4 32 1/1 3 1 7 2 9 0	
下か事務執行に努める。	大分県立日田   平成28年9月29日 林丁喜等学校

一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一			処理に努めるとともに、複数の者によるチェック		
を実施している。 本件事故発生後、再発防止を図るため朝礼時に 副署長による交通事故防止の指導教養を実施し た			措直状が 随意契約について関連法規と事務手続について 職場内で確認を行った。 今後は、関連法規等を確認のうえ、適正な事務		
措置状況 公用車の事故防止については、朝礼や幹部会議 等あらゆる機会をとらえ、署員に対する指導教養			談当しないにもかかわらず、随意契約により業務を委託している事例が認められた。		
注意事項 公用車に損害を生じさせた事例が認められた。	平成28年11月11日 平成28年12月20日	大分東警察署	注意事項 校舎清掃業務委託について、随意契約の要件に	平成29年1月11日から 平成29年1月12日まで	大分県立別府 支援学校
		(警察本部)	米野衆下を宣んしているが、後数の白でアエックリるように改めた。		
国による※正を行うだ。 今後は、学校私費会計取扱要領による公費・私 費の判断基準に基づき、公務に係る旅費は、公費 で執行することを管理職、事務職員と共通認識を もち、適正に事務処理を行う。			知過れの 労務単価が誤っており、本来用いるべき労務単 価で積算をした結果、随意契約要件に該当するこ とを確認した。 今後は関係法規等確認のうえ積算書を含め随意 動物面件も達む、アンスを物であるよう。です		
措置状況 直ちに学校関係団体に返納を行うとともに、公 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			託している事例が認めら		
指導の業務に係る旅費を学校関係団体に負担させている事例が認められた。		- - - -	注意事項 ボイラー取扱管理業務について、随意契約の要 件に該当しないにもかかわらず、随意契約により	平成28年12月8日	大分県立聾学 校
   注意事項   小番がすべき生徒目感	平成28年11月17日 平成28年12月21日	大分県立大分 豊府中学校	次数後は、圧射的に次数角中間音無の総点便を11 い、適正な事務処理を行うよう努める。		
されたかを確認する。また、給与支給期には支給明細に、正確に反映また、給与支給期には支給明細に、正確に反映されているかをダブルチェックしていく体制を整えた。			措置状況 自家用車登録申請書については、再度回覧して 不承認とした。 今後は、決裁ラインで複数の者がチェックし、		
措置状況 監査後、直ちに該当職員に支給した。 特殊勤務手当実績簿と入力票の内容を必ず複数 の者でチェックしたうえでシステム入力し、出力			注意事項 職員が公務旅行に使用するため登録した自家用職員が公務旅行に使用するため登録した自家用車について、登録要件を欠いているにもかかわらず、当該車両の使用を承認し旅行命令を発している事例が認められた。	十)X2X年12月8日	大分県 <u>山</u> 頁字 校
注意事項 特殊勤務手当について、修学旅行等引率指導の 業務に従事した職員に対して、手当を支給してい ない事例が認められた。	平成28年11月18日	大分県立佐伯 支援学校	保禁に発言している。		
を行うこととする。			措置状況 宗期監査後、首ちに過酸化水素水は薬品室内の		

-				
	止の教養を反復継続して実施し、公用車使用時に	1 指摘事項に	指摘事項についての措置状況	
	(ほ幹部等が複極的に女宝連転の戸掛けを行い、著) 員の交通安全意識の高揚を図り、公用車の交通事	監査対象機関	監査実施日	監査結果の指摘事項及びその措置状況
	故の再発防止に取り組んでいく。	(教育庁及び	及び教育機関)	
	また、概員の連転技術同工を目的として、短時間安全運転訓練を定期的に実施するとともに、公用車事故の絶無を期して、「大分東警察署公用車事故防止標語」を全署員参加で作成した。	教育財務課	平成29年1月20日	指摘事項 県立学校機械警備業務の長期継続契約につい て、一般競争入札を行ったのち、長期にわたり契 める終生することなり、***に****なた行むよい、
字佐警察署 平成28年10月4日 平成28年11月1日	注意事項  ◇田甫に指害を生じさせた事例が認められた。			がを細結することなく、業者に業務を行わせている 事例が認められた。
T)%20*******	五円半に銀合を五してでにず内が158の540cc。 措置状況 全体朝礼等において、			措置状況 今後は、業務に関する執行管理表を作成し、契 約情報や支払時期を班総括、主任、副任が進捗を
	・体調が優れない場合や様子がおかしい場合は			10世代 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000
	運転を交替すること。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 注意事項に	注意事項についての措置状況	
	・炭光徳今東风を癒した奏口寺は、週月代題を一段ること。	監査対象機関	監査実施日	監査結果の注意事項及びその措置状況
	等の指示・教養を行った。	(知事部局・生	局・生活環境部)	
	をの他に、	大分県消防学 校	平成29年2月1日	注意事項 資金前渡による交際費の支出について、精算手
	・運転者及び同乗者技能訓練を行い、再発防止を図った。			売が長期におたり行われていない事例が認められた。
	その後も全体朝礼等における署員教養や運転訓 繰等を継続して行い。 再発防止の御店に努めてい			措置状況
				直ちに精算手続きを行うとともに、今後は、必 ず複数の者でチェックを行うこととした。
		(知事部局・	土木建築部)	
<b>監直祭員公衣邦010号</b> 平成29年3月31日付け監査第1079号で提出した臨時監査結果の報告に対し、 ら措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法(昭和22年法律第67号)	提出した臨時監査結果の報告に対し、大分県知事か地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項	佐伯土木事務 所	平成28年10月21日	注意事項 現金出納事務について、証紙売りさばき代金等 として領収した現金を会計規則に定められた期日
の規定により次のとおり公表する。 平成29年7月14日				を超えて指定金融機関等に払い込んでいる事例が認められた。
	首藤輔			措置状況 経過して 原型して 原型して
	大分県監査委員 長 野 恭 子			関収した現金について、原則として即口もして は翌日の金融機関営業時間内に払い込むよう徹底
	古一岡美智			するため、規金払込の手順を姓員全員で確認する とともに、「現金収入あり」のプレートを班内に
	] ]			つつられ、「名田なくへのシ」のノアーでも対けて

指摘のあった時間外勤務手当については、平成29年3月10日に追加支給が完了したとの報告を受けた。	政策企画課) 措置状況 体日(祝日)を含む週の週休日に勤務した際 の、同一週を超えた週休日の振替に係る時間外勤 務手当の支給に関し、担当者が規定を誤って理解 していた。 また、グループの職員も規定の理解が不十分 で、決裁の際に担当者の誤りに気付くことができ なかった。	公立大学法人 平成28年11月17日から 注意事項 大分県立芸術 平成28年11月18日まで 時間外勤務手当について、職員の週休日の勤務 文化短期大学 平成29年1月11日 に対して過小に支給している事例が認められた。	監査対象団体 (所管課) 監査実施日 監査結果の注意事項及びその措置状況	お5確認できる体制をとることした。	制に「短小りの「つつ、水酔の小のを刈貝土具
				大学法人 平成28年10月4日から 県立看護 平成28年10月5日まで 大学 祉保健部 政策課)	
注意事項③ 非常勤職員の通勤手当について、支給単価の算 定を誤り、過大に支給している事例が認められ た。	措置状況② 会計規程が正しく運用されていなかったため、会計規程が正しく運用されていなかったため、内部けん制が機能していない状態であった。 出納責任者が不在時には、理事長が指定する事務局長以外の者が事務を行うことができるよう会計規程を改正し、内部けん制を発揮させるよう指導した。	間、会計規程により出納責任者と兼務できないとされている会計責任者が、正確性を欠く現金出納表の出納責任者欄に押印しているなど、内部けん制が機能していない実態が認められた。	注意事項② 出納青仟者が不在の期 現金収納事務について 出納青仟者が不在の期	注意事項① 現金収納事務について、一部の収納金の領収書の整えが残されていないため、収納すべき現金が過不足なく収納されているかが確認できない状況であり、加えて収納後直ちに現金出納表に記載していないことから、収納現金と現金出納表、領収書の金額及び日付が一致していない事例が認められた。 措置状況① 書の金額及び日付が一致していない事例が認められた。  特置状況① 本及27年度の監査以降、指導により現金出納表を理解しないまま通用していた。 また、「看護国際フォーラム」(300人規模)の開催の際には、工ピーにて作成した控えの残らない領収書を交付していた。 今後は、現金出納表への記載を適切に行うとともに、領収書については控えの残るものに改めるよう指導した。	人事深所官両及説明宏に人子楓貝を参加させた。

1 11				
報告書の収支計算書に未計上となっていたため、 振興局において収入を把握できず、補助金が過大		措置状況		
措置状況 出店料のうちの追加設備使用料38,000円が実績		以前に実施した事業を含めているため委託料が過 大に交付されている事例が認められた。		77 E47 /
した残額に対して補助金が交付されているが、出店料が過小に計上されたため補助金が過大に交付されている事例が認められた。	(企画振興部) 観光・地域局 地域活力応援	在心事場 平成27年度の大分スポーツ公園等の管理に関す	十败20十11月10日	<ul><li>本式云社人目 (土木建築部 公園・生活排</li><li>本理)</li></ul>
		について点検を行うこととした。	₩₩99年11月16日	推 土 人 公 土 丰
つ、吹耳の啄下风田)のていていた。 注意事項	九州食の大宴   平成28年9月20日			
の確認を徹底するため「チェックリスト」を作り 一		う指導した。   おお演繹においても、年1回の指導		
タリングや書面モニタリングにより、事業の進捗   状況をきめ細かく確認するとともに、実施報告書		時間外期務于当の記載を行うことを徹底し、定期   的に給与担当者が時間外勤務命令簿を確認するよ		
した。 また、公園・生活排水課においては、実地モニ		####################################		
る実地モニタリングの都度注意喚起を行うことと		動務手当を平成29年1月20日に追給した。		
計年度独立の原則を遵守し、適切な委託料の請求を行うこと。」を指示し、公園・生活排水課によ		勤務手当の支給もしていなかった。 当該案件については、過小となっていた時間外		
は、担当有のみの判断で行わり、必り工円の決裁をとること。③施設の適正な管理運営に努め、会		97、 15 15 15 16 16 9 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15		
		ておらず、振替休の取得ができていなかった。		
る書類作成及び提出については複数の職員により		時間外勤務の命令時に上司が振替休の指定をし		
半成29年5月10日に返溯された。   指定管理者に対しては、「①指定管理業務に係		措置状況		用地X1尺款)
過大に交付された委託料19,440円については、		î î	平成29年1月11日	(土木建築部) 田州対等理)
ても検査が不十分であったため委託料が過大に3 付されたもの。		5   注息事項 ご   時間外勤務手当について、職員の週休日の勤務	平成28年12月6日から   平成28年12月7日まで	大分県土地開   発公社
きらに、提出を受けた公園・生活排水課におい			### # 10 H O H E V	
められた期間以前に実施した事業を含め実施報告   書み担申! たるの		によるチェックを徹底し再発防止を図るとの報告		
則」の認識が希薄となっており、年度協定書で定		及び12月に返納させ、今後は、経理担当と班総括		
		国家議員に対して、文語を開始した採用時点   年成26年4月)以降の過支給分を平成28年11月		
本来であれば、サービス改善提案事業の実施に  明)で再れ、東西さらなれた、田田の書に甘べる中格		していた。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
00 4		じて支給すべきところ、月額全額をそのまま支給		
本協定書」において、受託者はサービス改善提案 事業を実施しなければならないと規定されてい		距離等の区分に応じ定められた月額を21で除して		
半成26年3月20日に大分県と締結した「大分久ポーツ公園及び高尾山自然公園の管理に関する基		指直状が③ 自動車で通勤する非常勤職員については、通勤		

	- H ~	
	くにみ農産加 工有限会社 (商工労働部 「業振興課)	
	平成28年11月8日	
で、大流流 の支払額が過小であったことから、補助金が過大 に交付されている事例が認められた。 措置状況 事業者が金融機関と締結した金銭消費貸借契約 において予定されていた融資実行日と異なる日に 融資の実行がなされたが、補助金額の算定根拠と した融資実行日の変更が反映されていなかったため、 利子に差額が生じたもの。 金融機関へ事実関係を確認した事業者から、差 額分の7,465円を自主的に返納したいとの相談が あり、工業振興課においても事実関係を確認のう え返納の受入を決定し、平成29年3月10日に全額 返納された。 なお、当該事業は平成27年度をもって終了して	注意事項 設備資金借入れに係る支払利息に対し補助する 大分県中核食品加工企業育成事業費補助金につい て 宝績報告書に記載された利息もお額トの宝際	これは、①事業者が事前の申請において収入金の明細を添付せず、当日の出店料に未収金があったこともあり、実績報告においても計上自体を失念していたこと。②振興局においては、実績報告書に記載されていなかったことによる。 振興局において交付決定の一部取消を行い、返還すべき補助金38,000円については平成28年11月17日に返還を受け、加算金については平成28年12月12日に納入され、過大交付の状態は解消した。 今後は、収入については、債権を確定するため請求書の発行、原則振込による収納、現金の取扱いについては当日又は翌営業日に通帳に入金する等の取扱を徹底させる。 また、収入状況の明確化のため、できるだけ補助事業専用の通帳を作成させる。 また、収入状況の明確化のため、できるだけ補助事業専用の通帳を作成させる。 これらを、振興局を通じ補助事業者に対する事前説明時や交付決定後の説明時の署名・押印の際に周知徹底させるとともに、事業実施途中に行う執行状況調査においても確認することとする。
		書提出の際に融資の実行状況等について事業者に確認することにより再発防止に努める。